

短期入所生活介護サービス（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護サービス

利用料金

(1) 基本料金（利用料） お支払いいただく料金は下記のとおりです。

1) 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ） 従来型個室

要介護度	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	6,693円	670円	1,339円	2,008円
要介護2	7,459円	746円	1,492円	2,238円
要介護3	8,269円	827円	1,654円	2,481円
要介護4	9,046円	905円	1,810円	2,714円
要介護5	9,812円	982円	1,963円	2,944円

継続利用 61日目以降

要介護度	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	6,360円	636円	1,272円	1,908円
要介護2	7,126円	713円	1,426円	2,138円
要介護3	7,936円	794円	1,588円	2,381円
要介護4	8,713円	872円	1,743円	2,614円
要介護5	9,479円	948円	1,896円	2,844円

2) 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）多床室

要介護度	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	6,693円	670円	1,339円	2,008円
要介護2	7,459円	746円	1,492円	2,238円
要介護3	8,269円	827円	1,654円	2,481円
要介護4	9,046円	905円	1,810円	2,714円
要介護5	9,812円	982円	1,963円	2,944円

*多床室とは、2人部屋、4人部屋など相部屋のことをいいます。

*端数処理のため、多少金額が変動します。

継続利用 61 日目以降

要介護度	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	6,360円	636円	1,272円	1,908円
要介護2	7,126円	713円	1,426円	2,138円
要介護3	7,936円	794円	1,588円	2,381円
要介護4	8,713円	872円	1,743円	2,614円
要介護5	9,479円	948円	1,896円	2,844円

(2) 介護予防 (利用料)

1) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (I) 従来型個室

要介護度	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	5,006円	501円	1,002円	1,502円
要支援2	6,227円	623円	1,246円	1,869円

継続利用 31 日目以降

要介護度	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	4,906円	491円	982円	1,472円
要支援2	6,082円	609円	1,217円	1,825円

2) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (II) 多床室

要介護度	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	5,006円	501円	1,002円	1,502円
要支援2	6,227円	623円	1,246円	1,869円

継続利用 31 日目以降

要介護度	1日あたりの利用料金 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	4,906円	491円	982円	1,472円
要支援2	6,082円	609円	1,217円	1,825円

*多床室とは、2人部屋、4人部屋など相部屋のことをいいます。

*端数処理のため、多少金額が変動します。

(3) 加算料金(介護) (□にレ点のついているもの)

加算項目		加算金額		自己負担金		
				1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)	1か月	1,110円	111円	222円	333円
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (II)	1か月	2,220円	222円	444円	666円
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (II) (個別機能訓練加算算定の場合)	1か月	1,110円	111円	222円	333円
<input type="checkbox"/>	機能訓練指導員に係る加算	1日	133円	14円	27円	40円
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算	1日	621円	63円	125円	187円
<input checked="" type="checkbox"/>	看護体制加算 (I)	1日	44円	5円	9円	14円
<input checked="" type="checkbox"/>	看護体制加算 (II)	1日	88円	9円	18円	27円
<input type="checkbox"/>	看護体制加算 (III)	1日	133円	14円	27円	40円
<input type="checkbox"/>	看護体制加算 (III)	1日	133円	14円	27円	40円
<input type="checkbox"/>	看護体制加算 (IV)	1日	255円	26円	51円	77円
<input type="checkbox"/>	医療連携強化加算	1日	643円	65円	129円	193円
<input checked="" type="checkbox"/>	夜勤職員配置加算 (I)	1日	144円	15円	29円	44円
<input type="checkbox"/>	夜勤職員配置加算 (III)	1日	166円	17円	34円	50円
<input type="checkbox"/>	認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限度)	1日	2,220円	222円	444円	666円
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算	1日	1,332円	134円	267円	400円
<input checked="" type="checkbox"/>	送迎加算(片道)	1回	2,042円	205円	409円	613円
<input checked="" type="checkbox"/>	緊短期入所受入加算 (原則7日間を限度)	1日	999円	100円	200円	300円

<input type="checkbox"/>	療養食加算(1日3回を限度)	1回	88円	9円	18円	27円
<input type="checkbox"/>	在宅中重度受入加算(1)	1日	4,673円	468円	935円	1,402円
<input type="checkbox"/>	在宅中重度受入加算(2)	1日	4,628円	463円	926円	1,389円
<input type="checkbox"/>	在宅中重度受入加算(3)	1日	4,584円	459円	917円	1,376円
<input type="checkbox"/>	在宅中重度受入加算(4)	1日	4,717円	472円	944円	1,416円
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算(I)	1日	33円	4円	7円	10円
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算(II)	1日	44円	5円	9円	14円
<input checked="" type="checkbox"/>	サービス提供体制加算(I)	1日	244円	25円	49円	74円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制加算(II)	1日	199円	20円	40円	60円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制加算(III)	1日	66円	7円	14円	20円
<input type="checkbox"/>	生産性向上推進体制加算(I)	月1回	1,110円	111円	222円	333円
<input type="checkbox"/>	生産性向上推進体制加算(II)	月1回	111円	12円	23円	34円
<input checked="" type="checkbox"/>	長期利用者減算(31日目以降)	1日	△333円	△34円	△67円	△100円
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等処遇改善加算(I)	1か月の利用総単位数×14.0%×11.1にて得た額の1割～3割				
<input type="checkbox"/>	介護職員等処遇改善加算(II)	1か月の利用総単位数×13.6%×11.1にて得た額の1割～3割				

※施設の職員体制や取り組みなどによって変動します。

※端数処理のため、多少金額が変動します。

※償還払いの場合には、一旦、介護報酬額全額をお支払い頂き、その後、領収書を添付して保険者に請求されますと、規定の還付が得られます。

※介護サービスを利用した際の利用者負担は「介護保険負担割合証」に記載された割合が適用されます。

4) 加算料金 (介護予防) (□にレ点のついているもの)

加算項目	加算金額	自己負担金		
		1割	2割	3割
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算(I) (3月に1回を限度)	1か月 1,110円	111円	222円	333円
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算(II)	1か月 2,220円	222円	444円	666円
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算(II) (個別機能訓練加算算定の場合)	1か月 1,110円	111円	222円	333円
<input type="checkbox"/> 機能訓練体制加算	1日 133円	14円	27円	40円
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算	1日 621円	63円	125円	187円

<input type="checkbox"/>	認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限度)	1日	2,220円	222円	444円	666円
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算	1日	1,332円	134円	267円	400円
<input checked="" type="checkbox"/>	送迎加算(片道)	1回	2,042円	205円	409円	613円
<input type="checkbox"/>	療養食加算(1日3回を限度)	1回	88円	9円	18円	27円
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算(I)	1日	33円	4円	7円	10円
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算(II)	1日	44円	5円	9円	14円
<input checked="" type="checkbox"/>	サービス提供体制加算(I)	1日	244円	25円	49円	74円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制加算(II)	1日	199円	20円	40円	60円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制加算(III)	1日	66円	7円	14円	20円
<input type="checkbox"/>	生産性向上推進体制加算(I)	月1回	1,110円	111円	222円	333円
<input type="checkbox"/>	生産性向上推進体制加算(II)	月1回	111円	12円	23円	34円
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等処遇改善加算(I)	1か月の利用総単位数×14.0%×11.1にて得た額の1割～3割				
<input type="checkbox"/>	介護職員等処遇改善加算(II)	1か月の利用総単位数×13.6%×11.1にて得た額の1割～3割				

※施設の職員体制や取り組みなどによって変動します。

※端数処理のため、多少金額が変動します。

※償還払いの場合には、一旦、介護報酬額全額をお支払い頂き、その後、領収書を添付して保険者に請求されますと、規定の還付が得られます。

※介護サービスを利用した際の利用者負担は「介護保険負担割合証」に記載された割合が適用されます。

(5) 滞在費

居住費	一日あたりの自己負担額
従来型個室	1,256円
多床室	940円

※但し、市区町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた利用者負担段階1～3段階の方は認定証に記載された負担限度額が利用者負担となります。

(6) 食費

1日につき	*朝食	395円	1,650円
	*昼食	775円	
	*夕食	480円	

*食費は、入退所日を除く利用期間中は、1日あたり1,650円になります。

*おやつ、水分については、食費に含みます。

※但し、市区町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた利用者負担段階1～3段階の方は認定証に記載された負担限度額が負担上限となります。

(7) 自己負担料金 (生活保護の方も実費が必要です)

行事参加費・日用品費・理美容費		実 費
特別な食事かかる費用	そば・寿司バイキング等の食事の提供	実 費
文書複写費	1枚あたり	10円
証明書・文書作成料	1種類あたり	200円(税別)
開示手数料	1件につき	500円(税別)
送迎に関する自己負担金	営業圏域外 実費ガソリン代相当 1kmあたり	20円

*上記負担金については介護保険制度の変更またはサービス提供内容の変更に伴い変更することがあります。

(8) キャンセル料金

1) 利用開始予定日以前のキャンセル

入所前に利用者又は利用者保証人の都合でサービスをキャンセルする場合、下記のキャンセル料がかかります。

入所日の7日前までに連絡を頂いた場合	無 料
入所日の7日前までに連絡を頂かなかった場合	7日分を限度に1日あたり850円を頂きます

2) 利用中のキャンセル

入所中に利用者又は利用者保証人の都合でサービスをキャンセルする場合、下記のキャンセル料がかかります。

入所中に連絡を頂いた場合	連絡を頂いた翌日から7日分を限度に1日当たり 850円を頂きます。
--------------	-----------------------------------

重要事項説明書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

利用者に対する居宅サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

(1)施設の名称、所在地等契約書別紙のとおり

(2)職員の体制契約書別紙のとおり

※介護職及び看護職の配置は、併設の介護老人福祉施設と合算した利用者数3人に対して1名以上を配置しています。

※平成11年厚生省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の範囲内で変更となることがあります。

※常勤換算:職員それぞれの週あたりにおける勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

		荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川 入居者 100名 ショート 10名
日勤帯	生活相談員	1.5 人
	介護職員	21.5 人
	看護職員	2.6 人
夜勤帯	介護職員	5 人
	看護職員	—

2. サービスの内容

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態に合わせて、常食・刻み食・極刻み食・ペースト食等を作っています。 ・アレルギー等で同じ献立が召し上がれない時は、事前にご相談下さい。 ・食事時間は、おおよそ以下の時間帯で提供します。 朝 食 7:30～ 8:30 昼 食 12:00～13:30 おやつ 14:30～15:30 夕 食 18:00～19:00 ・選択献立・季節献立・施設内喫茶(実費負担)等があります。 ・食事場所…食堂若しくは居室でお召し上がり下さい。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても援助を行います。 ・排泄介助が必要な方で、ブザーで呼んで頂ける方は、その都度介助に伺います。 ・職員を呼ぶことが出来ない方には、その方の排泄間隔を確認し、定期的に伺う

	ようにしています。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 概ね週に2回の入浴をして頂きます。 一般浴 自分で入浴される方、介助があれば入浴される方 リフト浴 車椅子を利用している方、歩くのが不安な方 機械浴 寝たままの姿勢で入浴される方 上記の浴槽は、利用者の状況を考慮して使用しています。 健康上の都合で入浴出来ない時は、着替えや清拭をして清潔を心掛けています。
着替え等	<ul style="list-style-type: none"> 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えは必要に応じてお手伝いします。 シーツ交換は適時行っています。 寝具類は施設で準備していますが、利用者の希望でお持ちになりたいものがありましたらご相談下さい。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 入所時に簡単な健康チェックを行います。また、緊急等必要な場合には主治医、或いは協力医療機関等に引き継ぎます。ご家族・ケアマネにも速やかに連絡します。 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、家族の付き添いを原則お願いしております。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者およびその家族からの相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 身体状況等必要に応じた施設車輛等で入退所の送迎を行います。 初回や半年程度利用が空いた利用者は、家族または利用者代理人の付き添いが必要な場合があります。 ※ なお、日祭日の送迎は行っていません。

3. サービスの利用方法

申込	<ul style="list-style-type: none"> 担当の介護支援専門員により、FAXでお申し込み下さい。利用の予約は、毎月15日に2ヶ月先の月分の予約が可能です。空床であれば、随時予約を受け付けます。 1回の利用の限度を、8日間とさせて頂きますが、事情により相談に応じます。 利用期間決定の後、契約を結びます。なお、利用の予約は所定の方法により出来ます。 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談下さい。
----	---

4. 当サービス利用の際の留意事項

項目	内容
来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> 面会の際は、面会票に必要事項をご記入の上、ご提出下さい。 面会時間は特に決めてはありませんが、消灯の午後9時以降は、ご遠慮ください。早朝や夜の遅い時間帯は、外部からの進入等の安全管理のため1階出入口を施錠しますので、早朝・夜間については電話等で連絡をお願いします。
外出	<ul style="list-style-type: none"> お出かけ前に職員に声をかけて下さい。外食の予定があれば薬をお渡しします。また、お帰りの予定時間をお知らせ下さい。 お戻りになりましたら職員にお知らせ下さい。外出時、何か召し上がってきた時等も一言お知らせ下さい。

医療機関への受診	・原則としてご家族での対応をお願いいたしております。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂く場合がございますのでご了承下さい。
喫煙・飲酒	・喫煙 施設内は禁煙となっております。 ・飲酒 病院ではないので特に飲酒の量や時間の規定はありませんが、酒の量や時間は常識の範囲で、ほかの利用者の迷惑にならないようにお願いします。 健康上制限の必要な方は、担当医や看護師と相談して、本数や量を確認して下さい。
迷惑行為等	・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	・各居室のロッカーおよび居室のスペースに置ける程度の物をお持ち下さい。
現金等の管理	・利用者が管理できる方は、自己管理をお願いします。自己管理が無理な方は、ご相談下さい。 ・現金、貴重品等は、必要最小限の範囲でお持ち下さい。
宗教活動・政治活動	・施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	・施設内へのペットの持ちこみおよび飼育はご遠慮下さい。
その他	・他の利用者に対して、迷惑および危険をおよぼすような行為を起こさないで下さい。 ・事業所の施設や設備等は、その本来の用途に従って使用し、故意に破損させたり、変更を加えたりしないで下さい。 ・利用者の生命および身体の安全を確保し、適切にサービスを提供するために、事業者およびサービス従業員が行う指示に従って下さい。 ・定められた種類、量及び大きさ以外の物を事業所に持ち込まないで下さい。

(以上の留意事項につき、利用者及び利用者保証人により守られず生じた結果には、事業者として責任を負いかわる場合があります。)

5. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には以下のようにします。

- (1) 事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者または利用者保証人に対して事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明いたします。
- (2) 事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、介護サービス記録に次の事項を記載します。
 - ①利用者に対する行動制限の根拠とその内容。
 - ②見込まれる期間及び実施された期間。
- (3) やむを得ず、利用者の行動を制限する場合には、所定の覚書を締結します。

6. サービスの中止

短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス利用契約書第14条(本サービスの中止)に記載のとおり。

7. サービスのキャンセル

短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス利用契約書第7条(料金)-4および契約書別紙2-(8)(キャンセル料)に記載のとおり。

8. 契約の終了

短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス利用契約書第17条(契約の終了)に記載のとおり。

9. 事故発生時の対応

- (1)事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)事業者は、前項の事故の状況および事故に際して取った処置を記録します。
- (3)事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生し、損害が生じた場合には損害賠償を行います。

10. サービス内容に関する相談、苦情

- (1)当事業所のサービスについて、不明な点や疑問、苦情がございましたら、相談窓口までお申し出下さい。(営業時間 午前9時から午後5時まで)

担当者・・・生活相談員

電話 03-3802-7561

- (2)その他当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています

①荒川区 介護保険課 事業者支援係 電話 03-3802-3111

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

②あんしんサポートあらかわ

電話 03-3802-3396

〒116-0003 荒川区南千住1-13-20

- (3)その他東京都での介護サービス苦情相談窓口

①東京都国民健康保険団体連合会

介護相談指導課 介護相談窓口

電話 03-6238-0177

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1

②東京都介護保険制度相談窓口

福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課

電話 03-5320-4597

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1都庁舎

1 1. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	①有 ・ 無
実施した直近の年月日	令和3年 3月 24日
実施した評価機関の名称	公益社団法人 長寿社会文化協会
評価結果の開示状況 (いずれか一つ以上の開示です)	法人ホームページ・館内掲示・ファイル提示

